



線文字B土地文書にみえる「神の奴隷 (te-o-jo-do-e-r o/do-e-ra)」

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 北海道教育大学 公開日: 2012-11-07 キーワード: 作成者: 山川, 廣司 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00004290

線文字B土地文書にみえる 「神の奴隸 (te-o-jo- do-e-ro/do-e-ra)」

山 川 廣 司

北海道教育大学釧路校西洋史研究室

はじめに

1. 「神の奴隸」についての諸説紹介（『フラターニティ』創刊号）
 2. 文書に見られる「神の奴隸」（以下本稿）
 3. 文書の検討
- おわりに

はじめに

ミュケナイ時代末期のピュロス王国では、王宮を中心に奴隸が存在していたことは線文字B粘土板文書から確認される。(Aa-, Ab-, Ad- シリーズ)

王宮では奴隸たちは職種あるいは出身地毎に分けて記録されていたが、その他、それほど大規模ではないが、地方にも奴隸は存在していた。文書から抽出される彼らは、社会階層の底辺を構成した身分の低い者であったことは明らかである。以上から、王室奴隸を中心にピュロス王国内に奴隸制が存在していたことが確認できる。しかし「奴隸」については、自由といっても、隷属といっても、相対的な概念であり、「奴隸 (slave)」を意味する古典古代の語も、ミュケナイ時代にあっては恐らく「下僕 (servant)」と理解する位の緩やかな概念で考えたほうがいいのではないかとするチャドウィックの指摘¹⁾にもあるように、また彼らの政治的権利とか社会的身分とかについてもわからないので、あまり厳密に定義することはできない。

ところでdo-e-ro/do-e-raという語彙との関連で、ピュロス文書の中で大きな問題の一つであり、未だに学者の間で意見の一致をみていない「神の奴隸」をどのように考えるかの難問がある。筆者は『フラターニティ』創刊号で在来の諸説をまとめたが、本稿ではそれに引き続き実際の線文字B粘土板文書 (En-, Eo-, Ep-, Eb- シリーズ) の分析を通して、私有地 (kotona kitimena) の範疇および公有地 (kekemena kotona) の範疇からの借地 (onato) 保有者として記録されている一群の「神の奴隸 (θεοῦ δόελοι / δοελαί)」身分について考察したい。

1. 「神の奴隸」についての諸説紹介

『フラターニティ』創刊号で既に述べたように、在来の解釈は大きく2つに分けられる。第一は「神の奴隸」は奴隸身分としてではなく、共同体成員として、またある場合には荣誉ある地位の者とし、自由民の範疇に数える²⁾とする立場で、第二は「神の奴隸」は非自由民、奴隸である³⁾とする立場である。その中で、後者の立場にある太田秀通氏の説について再度みてみたい。

太田氏の見解⁴⁾は、「共同体」と「階級」という視点から土地文書の分析を通して導きだされたものである。氏は「神の奴隸」の規定に先立って奴隸とは一体何であるかを定義し、発生史的にみれば、社会発展の一段階で敵対的群団ないし部族共同体での戦争の捕虜を生かしておいて、奴隸として使うことから生じたとし、人間を奴隸化する過程は父祖伝来の血縁的、地縁的、共同体の結合のなかで育まれた自己の生産手段から暴力的に切り離されるか、このような生活と生産の基盤そのものが破碎されるかして、しかる後に他人の所有とされ、他人の生産手段と結合され、これによって主人のための生産の労働力としていくのであり、それ故、奴隸とは人格ぐるみ他人の財産となった人間のことであり、自己の生産条件から切り離され、第三者たる個人または集団の所有物となり、その結果自己自身の主体性を持ちえない人間のことであり、従って共同体なき隷属者で、主人によって大体において「物」として所有される階級の人間であると

定義しなければならないとし、そして自己の共同体を持っているか否かが隷属的存在という点では同じである奴隷とディスポティズム下の臣民たる農民との本質的差異であるとしている。また「神の奴隷」の性格について、私有地の範疇であれ、公有地の範疇であれ、何らかの借地保有者であるが、(1)彼らは男女別々に記録され、保有面積にも男女による差はなく、貸し主もさまざまであることから、「神の奴隷」としての身分内平等が基本であったとし、男女の平等は彼らが家族結合たる自然発生的共同体をなしていたのではなく、自己本来の所属していた共同体から分離され、個人身的に神殿に付属させられた寄せ集めの人為的集団であったと解釈される。(2)彼らの大部分の保有地は年間1人さえ養うに足りないものであり、かれらの食料の不足分を補う何らかの労働報酬があったと想定し、神殿領や祭司保有地の耕作の代償としてその日暮らしを保証され、彼らの保有地からあがる収穫のうち一定の貢納分を差し引いた残りは、彼らの属する神殿の倉庫に収納されたのではないかと推測し、もしそうなら彼らは神殿所有の労働用具を分与され、その手入れとともに自己の保有地の耕作に使うことが認められていたのではないかと仮定している。(3)そうであるなら彼らは決して共同体の名誉ある成員ではなく、また農業生産者ではあるが村落共同体の下級成員たる小農民ではなく、彼らの階級の本質は奴隷であり、奴隷所有者は神殿であった、と推断している。

奴隷の定義は非常に明快で、説得的であるが、それを「神の奴隷」に適用する後段の部分については今少し検討することが必要であろう。以下で具体的に文書をみていきたい。

2. 文書に見られる「神の奴隷」

1) Kitimena kotona保有 (En シリーズ)

<a> En 609=Docs.114

- . 1 pa-ki-ja-ni-ja, to-sa, da-ma-te, DA 40
- . 2 to-so-de, te-re-ta, e-ne-e-si, VIR 14
- . 3 wa-na-ta-jo-jo, ko-to-na, ki-ti-me-na, to-so-de, pe-mo, GRA 2 v 1
- . 4 o-da-a₂, o-na-te[-re], e-ko-si, wa-na-ta-jo-jo, ko-to-na,
- . 5 { a GRA v 1
a-tu-ko, e-te-do-mo, wa-na-ka-te-ro, o-na-to, e-ke, de, pe-mo
- . 6 i-ni-ja, te-o-jo, do-e-ra, o-na-to, e-ke, to-so-de, pe-mo GRA T 2 v 4
- . 7 e-*65-to, te-o-jo, do-e-ro, o-na-to e-ke, to-so-de, pe-mo GRA T 2
- . 8 si-ma, te-o-jo, do-e-ra, o-na-to, e-ke, to-so-de, pe-mo GRA T 1
- . 9 vacat
- . 10 a-ma-ru-ta-o, ko-to-na, ki-ti-me-na, to-so-de, pe-mo GRA 2 T 3
- . 11 o-da-a₂ e-ko-si a-]ma-ru-ta-o ko-to-na, o-na-te-re
- . 12 so-u-ro te-o-jo do-]e-ro, o-na-to, e-ke, to-so-de, pe-mo GRA v 3
- . 13 e-do-mo-ne-u te-o-]jo, do-e-ro, o-na-to, e-ke, to-so-de, pe-mo GRA T 1
- . 14 e-sa-ro te-o-jo do-]e-ro, o[-na-to]e-ke[to-so-de]pe-mo GRA v 3
- . 15 wa-na-ta-jo te-re-ta o-]na-to, e-ke, to-so-de, pe-mo GRA T 1
- . 16 e-ra-ta-ra i-je-re-ja do-e-ra]pa-ki-ja-na, o-na-to, e-ke, to-so-de, pe-mo GRA T 1
- . 17 po-so-re-ja te-o-jo do-e-ra]o-na-to, e-ke, to-so-de, pe-mo GRA T 1 v 3
- . 18 i-je-re-ja pa-ki-ja-na o-na-]to, e-ke, to-so-de, pe-mo GRA T 3

En-に分類される Pa-ki-ja-ne (Sphagiānes) 地区での土地保有に関する文書は4枚あるが、そのうち上記史料はそれらの前文をなしていると考えられている。未だに諸説がある da-ma-te (damartes)⁵⁾ 40の記載の後、クティメナ保有者である14名のテレスタイの数が明記され、以下各々のテレスタイの保有地の広さとそこからの借地人の借地面積を列挙している。まとめると次のようになる。

線文字B土地文書にみえる「神の奴隷 (te-o-jo- do-e-ro/do-e-ra)」

テレスタイ名	クティメナ地面積	借地人名	借地面積
Warnātaios	2 v 1 (約4.84ha) 貸出し分 1.4ha 保留分 3.44ha	王の武器作り Atukhos	v 1 (約0.04ha)
		神の女奴隷 Iniā	T 2 v 4 (約0.64ha)
		神の男奴隷 E-*65-to	v 2 (約0.48ha)
		神の女奴隷 Simā	T 1 (約0.24ha)
Amaruntās	2 T 3 (約5.52ha) 貸出し分 2.04ha 保留分 3.48ha	神の男奴隷 So-u-ro	v 3 (約0.12ha)
		神の男奴隷 E-do-mo-ne-u	T 1 (約0.24ha)
		神の男奴隷 E-sa-ro	v 3 (約0.12ha)
		テレスタイのWarnātaios	T 1 (約0.24ha)
		女祭司の女奴隷 E-ra-ta-ra	T 1 (約0.24ha)
		神の女奴隷 Psoleia	T 1 v 3 (約0.36ha)
		カギ-ネス地区の女祭司	T 3 (約0.72ha)

 En 74=Docs.115

テレスタイ名	クティメナ地面積	借地人名	借地面積
Ru-*83-o	1 T [5 (約3.6ha) 貸出し分 1.96ha 保留分 1.64ha	王の布晒し職人 Pe-ki-ta	T 1 (約0.24ha)
		神の女奴隷 Smilā	T 1 (約0.24ha)
		神の男奴隷 Thēseus	T 4 (約0.96ha)
		神の男奴隷 Ma-re-ku-na	T 1 (約0.24ha)
		神の男奴隷 Hektōr	v 3 (約0.12ha)
		神の女奴隷 Ma-*79	v 3 (約0.12ha)
		神の男奴隷 E-*65-to	v 1 (約0.04ha)
Aithioq ^o s	1 T 5 v 4 (約3.76ha)	神の女奴隷 E-pa-sa-na-ti	T 2 (約0.48ha)
		神の男奴隷 Ku-*63-so	T 1 (約0.24ha)
		神の男奴隷 Ta-ra ₂ -to	T 1 (約0.24ha)
		男祭司 Westreus	T 5 (約1.2ha)

	{貸出し分 3.6ha 保留分 0.16ha	神の男奴隷 Hektōr	T 1 (約0.24ha)
		神の女奴隷 Korinsiā	T 5 (約1.2ha)
Pi-ke-re-u	2 T 6 (約6.24ha) {貸出し分 1.92ha 保留分 4.32ha	神の女奴隷 Aiwātās	T 1 (約0.24ha)
		王の布晒し職人Pe-ki-ta	T 2 (約0.48ha)
		神の女奴隷 Korinsiā	T 5 (約1.2ha)

<c> En 659=Docs.116

テレスタイ名	クティメナ地面積	借地人名	借地面積
Q ^o eleq ^o hontās	2 T 3 (約5.52ha) {貸出し分 2.76ha 保留分 2.76ha	神の男奴隷 Ra-su-ro	T 1 (約0.24ha)
		男祭司 Westreus	T 1 (約0.24ha)
		神の女奴隷 Thuriātis ⁶⁾	T 9 (約2.16ha)
		神の男奴隷 Ta-ra ₂ -to	v 3 (約0.12ha)
Admaos	1 T 8 (約4.32ha) {貸出し分 0.64ha 保留分 3.68ha	神の男奴隷 Ta-ra ₂ -to	T 2 v 4 (約0.64ha)
Ahiqq ^o eus	1 T 2 (約2.88ha) {貸出し分 0.36ha 保留分 2.52ha	神の男奴隷 Ta-ra ₂ -to	T 1 v 3 (約0.36ha)
Ra-ku-ro	1 T 1 v 3 (約2.76ha) {貸出し分 0.12ha 保留分 2.64ha	神の男奴隷 I-ra-ta	v 3 (約0.12ha)
Aktaios	3 T 2 (約 7.68 ha) {貸出し分 0.48ha 保留分 7.2ha	神の男奴隷 Ka-ra-*56[-so]	T 2 (約0.48ha)

<d> En 467=Docs.117

テレスタイ名	クティメナ地面積	借地人名	借地面積
Ti-qa-jo	8 T 3 (約19.92ha)	記載なし	記載なし
Po-te-u	2 T 4 (約5.76ha)	記載なし	記載なし
Pi-ri-ta-wo (陶工)	1 T 1 (約2.64ha)	記載なし	記載なし

2) Kekemena kotona 保有 (Ep シリーズ)

第二の категория に分類される Ep- シリーズは、共同体 (ダーモス) 管理下にある公有地の貸出しに関する文書で、6 枚ある。

〈a〉 Ep 212

ケケメナ地保有者	借地人名	借地面積
d ā m o s (共同体)	神の女奴隷 Reskhā	T 6 (約1.44ha)
	神の男奴隷 E-ri-ko-wo	v 3 (約0.12ha)
	神の男奴隷 Hektōr	T 1 v 3 (約0.36ha)
	神の女奴隷 Korinsiā	1 (約2.4ha)
	神の女奴隷 E-pa-sa-na-ti	T 3 (約0.72ha)
	神の女奴隷 Murtilis	T 1 (約0.24ha)
	神の男奴隷 Kalwandros	v 3 (約0.12ha)
	神の男奴隷 Ko-sa-ma-to	T 1 (約0.24ha)
	神の女奴隷 Idomeieia	T 1 v 3 (約0.36ha)
	神の男奴隷 Ra-su-ro	T 2 (約0.48ha)

〈b〉 Ep=Docs.131

1 行目で借地に出されない公有地 1 T 1 (約2.46ha) は恐らく共同体の直接管理下に入っている土地を示していると思われる⁷⁾。以下の借地関係は下表のようになる。

ケケメナ地保有者	借地人名	借地面積
d ā m o s	* Aithioq ^{os}	1 T 4 v 3 (約3.48ha)
	* Warnātaios	** (T 5) (約1.2ha)
	* Admaos	T 4 (約0.96ha)
	(王の) 武器作り Atukhos	?
	Tantalos	v 3 (約0.12ha)
	* Pi-ke-re-u	?
	* Ra-ku-ro	?
	Ku-so	v 3 (約0.12ha)
	Ke-ra-u-jo	T 4 (約0.96ha)

* Pa-ra-ko	T 7	(約1.68ha)
Ko-tu-ro ₂	T 1	(約0.24ha)
A-i-ge-u	T 6	(約1.44ha)

*は他文書から te-re-ta 身分の者で ko-to-no-o-ko (土地保有者) であることがわかる。

**はここでは欠損しているが, Eb 369から T 5 と補うことができる。

<c> Ep 539

ケケメナ地保有者	借地人名	借地面積
?	神の女奴隷 Pi-ro-na	?
?	神の女奴隷 E-ri-qi-ja	?
d ā m o s	神の男奴隷 I-na	?
?	神の女奴隷 Po-so-re-ja	?
?	*神の女奴隷 Po-so-re-ja	カマ地保有に与り, 奉仕義務を果している [?]
d ā m o s	神の女奴隷 Te-qa-ja	T 2 (約0.48ha)
[] re-ma-ta	女祭司の男奴隷 Me-re-u	カマ地保有に与っているが, 奉仕義務を果していない。] v 2 (約0.08ha)
d ā m o s	女祭司の男奴隷 Te-te-re-u	v 3 (約0.12ha)
	「鍵持ち」カルパティアの男奴隷 Pu-[]-da-ka	T 3 v 3 (約0.84ha)
	Amphimēdēsの男奴隷 E-ni-to-wo	T 1 (約0.24ha)
	Amphimēdēsの男奴隷 To-wa-te[-u	T 8 (約1.92ha)
	Amphimēdēsの男奴隷 Wi-dwo-i-jo	T 2 (約0.48ha)
	男祭司 Westreus	2 T 3 (約6.96ha)
	Amphimēdēs	公有地の etonijo保有 4 T 3 (約10.32ha)

* 同人物は5行目で借地貸与者の欠損して不明であるが, 奉仕義務 (wo-ze) を負うカマ地からの借地を保有している。

<d> Ep 613+1131=Docs.148

ケケメナ地保有者	借地人名	借地面積
	E-da-e-u(称号か部族名?) のNe-qe-u	2つのka-ma保有のうち1 つの奉仕義務を果たして いる。 10 T 1 (約 24.24ha)
	[Ko-i-ro] ?	ka-ma保有者としてケケ ナメ地を保有し, 奉仕義 務を果たしている。 [?]
	テレスターズ Sūkōn	2つに関して奉仕義務が あるが, それを果たして いない。10 [(約24+ ha)
	料理人]re-u	ka-ma保有者として奉仕 義務を果たしている。 1 T 2 (約2.88ha)
	犠牲系の祭司]ke-re-u	ka-ma保有者として奉仕 義務を果たしている。 1 (約 2.4ha)
	Sa-sa-wo	ka-ma保有者として奉仕 義務を果たしている。 1 T 5 (約 3.6ha)
	神の男奴隷 E-u-ru-wo-ta	ka-ma保有者として奉仕 義務を果たしている。 1 T 3 (約3.12ha)
	pa-de-we-u (称号か部族名) の Pe-re-qo-ta	ka-maを保有し, Si-ri-jo のra-ke(割り当て地)を 持っている。 1 (約 2.4ha)
	ko-to-no-o-ko(土地保有者) の Pa-ra-ko	ka-maを保有する。 1 (約 2.4ha)
Pa-r-a-k-o	神の女奴隷 Po-so-re-ja	T 1 v 3 (約0.36ha)
	pa-de-we-uのmiktāsである Ko-tu-ro ₂	ka-ma保有者として奉仕 義務を果たしている。 T 5 (約 1.2ha)
	Potnia女神に属するWe-ra-jo	T 2 (約0.48ha)
	神の女奴隷 Ko-pi-na	T 2 (約0.48ha)
	神の女奴隷 Mi-ra	T 1 (約0.24ha)

d ā m o s	神の女奴隷 Qe-ri-ta	T 2 (約0.48ha)
	神の女奴隷 [某]	v 3 (約0.12ha)
	神の男奴隷 [某]	v 4 (約0.16ha)
	神の男奴隷]ra-so	?

< e > Ep 704=Docs.135

ケケメナ地保有	借地人名	借地面積
	qe-ja-me-no(宗教上の役職) の0-pe-to-re-u	2 T 5 (約6 ha)
	神の女奴隷 Huamia	女祭司のke-raを保有する。 T 1 V 3 (約0.36ha)
d ā m o s	女祭司 Eritha	T 4 (約0.96ha)
	ki-ri-te-wi-ja (宗教上の役職にある女性の階層)	1 T 9 (約4.56ha)
	女祭司 Eritha	Erithaは神のetonijo と主張し,dāmosは公有地からの借地の保有としている。 3 T 9 (約9.36ha)
	「鍵持ち」Karpathia	果すべき義務のある公有地を保有し, その2つに対して義務を負っているが, 果していない。 []

< f > Ep 705=Docs.143

ケケメナ地保有	借地人名	借地面積
d ā m o s	神の女奴隷 Ma-ra ₃ -wa	T 2 (約0.48ha)
	神の男奴隷 Ka-ta-no	T 2 (約0.48ha)
	神の男奴隷 Du-ni-jo	T 1 (約0.24ha)
	神の男奴隷 E-sa-ro	v 2 (約0.08ha)
	神の男奴隷 Ka-ra-u-du-ro	T 2 (約0.48ha)
	神の女奴隷 To-ro-ja	T 1 (約0.24ha)

神の男奴隷 O-re-a ₂	v 2 (約0.08ha)
神の男奴隷 Hektör	T 2 (約0.48ha)
神の男奴隷 Pu-ko-wo	T 2 (約0.48ha)
神の女奴隷 Ta-ra-mi-ka	T 1 v [(約0.24+ha)

3. 文書の検討

これらの文書はピュロス王国の聖域があった Pakijane 地区 (Sphagiānes) での土地登記記録であるが、ここはピュロス主要9地区の4番目に挙げられる重要な地域で、王国の宗教の中心地であった。従って、これは宗教に関わる特殊な地域の記録である。ヴェントリス・チャドウィック⁸⁾も指摘しているように、この特殊な例をもって、王国内の他の地域に一般化することは危険である。ここでの土地保有者たちも女祭司、男祭司、犠牲係の祭司、鍵持ち、qe-ja-me-no, ki-ri-te-wi-ja, またそれらの奴隷たちなど宗教関係者が多い。恐らく彼らは宗教上の奉仕の故に公有地その他の土地保有に与り得たのではないか。

ところで彼らの土地保有形態は kotona kitimena と kotona kekemena の2つに大別される。更に細分化すれば、一般的には私有地とみなされている ktoinā ktimenā, 土地保有に伴う奉仕義務が明示されていない、多分奉仕義務が伴っていなかったと思われる e-to-ni-jo, ra-ke, ke-ra があり、他方土地保有に伴う奉仕義務が明示されている ka-ma 保有、そして dāmos が所有主体である公有地=ktoinā kekesmenā が図式化される⁹⁾。

En-シリーズでは、前文にあたる En609 文書で14人のテレスタイと記されているが、実際の文書からは13名しか検出できない。14番目のテレスターズについて太田氏¹⁰⁾は、Eo444 の Pa-da-je-u を想定し、Eo444 文書は En609, 20-26行に対応し、En659, 1-6行に対応するのは何らかの事情で消失し、未だ発見されていない仮に Eo-X と名付ける文書であったと推測している。チャドウィック¹¹⁾も年度途中で1名死亡したという可能性も考慮しながら、むしろ最終文書作成時に14番目が故意に削除されたと考える方が事実の説明がつかとしてしている。恐らく当初は14名のテレスタイが記載されていたと思われる。彼らは k.kitimena を保有し、それを自己経営の分として自ら管理する他に、借地(転借)に出していた。そこでの借地人のなかに、王の職人や祭司、女祭司、鍵持ち、女祭司の奴隷、個人所有の奴隷と並んで問題の「神の男・女奴隷たち」が列举されている。

En609, 3のテレスターズ、ワルナータイオスはクティメナ地を借地人に貸し出す一方で、自らも同じテレスターズであったアマリュンターズのクティメナ地を借地している。その他 Ep301,3 で共同体ダーモスからの公有地ケケメナ地を借地している。文書に記されている借地関係を整理すれば、

En609	クティメナ地保有	2		v 1
	Amaruntāsからの借地		T 1	
Ep301	公有地借地		T 5	
→				
借地人への貸し出し分				
T 5 v 5				
(約1.4ha)				
自己経営の耕地保留分				
2 v 2 (約4.88ha)				

となり、ワルナータイオスは私有地及び公有地からの保有地・借地合わせて約6.28haの22%に当たる約1.4haを4人の借地人に貸し出し、残り4.88haを自己経営の分として管理していた。同一文書でのもうひとりのテレスターズであるアマリュンターズは2 T 3のクティメナ地を保有し、1 T 6を手許に、約30%に当たる T 7を7人の借地人に貸し出している。

同じように En74のテレスターズ、アイティオクォスはクティメナ地 1 T 5 v 4 を保有する傍ら、Ep301で共同体から公有地 1 T 4 v 3 を借地し、総計 2 T 9 v 7 (約7.16ha) の保有地のうち約50%に当たる 1 T 5 (約3.6ha) を6人の借地人に貸し出していた。Pi-ke-re-u も 2 T 6 のクティメナ地保有の他、Ep301で共同体からの公有地(面積不明)を借

地し、3人の借地人にT8を貸し出している。

En659でもクティメナ地保有者キューレークォンタースは、Ep613+1131でko-to-no-o-ko（土地保有者）として約2.4haのカマ地を保有している。またクティメナ地保有者アドゥマオスはEp301で共同体からの公有地T4を借地し、計2T2のうちT2v4を借地人1人に貸し出し、残りを自己管理していた。アイケウスも1T2のクティメナ地の他、Ep301で共同体からの公有地T6を保有し、そのうち8%に当たるT1v3を貸し出し、残りを自己管理している。Ra-ku-roも同様の土地保有をしている。このようにテレスタイは私的土地＝クティメナ地のほか共同体の公有地からの借地を合わせて耕作地を保有し、自己経営以外に1～数名の借地人に貸し出していた。

クティメナ地保有者であるテレスタイは、その役職や身分は不明瞭であるが、一般的には王国の上層身分に属していた有力者たちであったとみられている。しかしEn74のRu-*83-oはEo276でte-u-ta-ra-ko-roという意味不明の職種が記され、その他En659のアクタイオスはEo269でka-na-pe-u（布晒し職人）であると、またEn467のPi-ri-ta-woはEo371で「王の陶工の(ke-ra-me-wo wa-na-ka-te-ro-jo)」と記されている。それらが王国内で他に比して重要な職業であり、それ故職人たちのなかでも有力であったと言えるかどうかかわからないが、恐らく彼らは実際の職人というよりは、それらの職業集団の長という象徴的地位にある者と推測される¹²⁾。彼らは王への奉仕の代償としてこれらの土地保有に与ったのではないだろうか。少なくとも単なる職人ではないと言えよう。

このようにピュロス王国での土地保有形態は、私的土地保有地であるクティメナ地と共同体の公有地が混在し、双方より借地保有したテレスタイがそれを自己経営分として管理する他、借地人に転借していた。それらの借地人には、前述のようにテレスタイや王の武器作り、布晒し職人などの職人、男祭司、女祭司、宗教役人qe-ja-me-noやki-ri-te-wi-ja、「鍵持ち」をはじめ、ポトニヤ女神に属する者とか女祭司の男奴隷やアンピメーデースの男奴隷など幅広い身分階層に及んでいる。そしてそれらと並んで「神の男奴隷・女奴隷」が列挙されていた。En-, Ep-シリーズに記録された「神の奴隷」は、男23名¹³⁾・女23名の計46名であるが、その個々の借地面積もv1(0.04ha)から1T3(3.12ha)と概して小規模であった。その分布は次の表ようになる。

面 積	借 地 数	面 積	借 地 数
v 1 (0.04ha)	1	T 2 v 4 (0.64ha)	2
v 2 (0.08ha)	2	T 3 (0.72ha)	1
v 3 (0.12ha)	8	T 4 (0.96ha)	1
v 4 (0.16ha)	1	T 5 (1.2ha)	2
T 1 (0.24ha)	15	T 6 (1.44ha)	1
T 1 v [(0.24+α)ha]	1	1 (2.4ha)	1
T 1 v 3 (0.36ha)	6	1 T 3 (3.12ha)	1
T 2 (0.48ha)	11	不 明	6
		計	60

借地数は総計60であるが、1人で複数から借地している者もある。例えば最高の借地面積を保有する「神の女奴隷」コリシアーは、Aithioq'osのk.kitimenaからT5(En74, 18)、Pi-ke-re-uのk.kitimenaからT5(En74, 24)、共同体のk.kekemenaから1(Ep212, 4)を借地し、計2(4.8ha)を保有している。同様にMi-ra(En74, 4/Ep613, 16)は計T2, E-pa-sa-na-ti(En74, 13/Ep212, 5)は計T5, Po-so-re-ja(En609, 17/Ep539, 45/Ep613, 12)は計T3+α, また「神の男奴隷」についてもヘクトール(En74, 7, 17/Ep212, 3/Ep708, 8)は計T5, E-*65-to(En74, 9/En607, 7)は計T2v1, Ta-ra-to(En74, 15/En659, 6 10, 13)は計T5v4, E-sa-ro(En609, 3/Ep705, 4)は計T1v2, Ra-su-ro(En659, 3/Ep212, 10)は計T3をクティメナ地・ケケメナ地双方から借地している。ヴェントリス・チャドウィックの算定¹⁴⁾によれば、T1=0.24haでは年間1/6人分を養うに過ぎない数値で、彼らが家族を構成していたなら、これだけで生計は立てられない。前述のように奴隷制は、王室を中心に展開していたが、王室奴隷以外にも例えば手工業者に所属する奴隷や地方の冶金師集団の中で彼らの補助労働としての奴隷の存在が確認される。彼らは所有者名の属格で表されているが、ここでの「神の奴隷たち」は個人名が明記された農業に携わる農業生産者た

ちであり、公有地・私有地から借地する小土地保有者であった。しかも彼らが言及されているのはスパギアーネス地区関係の文書のみで、他地域の文書にはみられない。この身分は宗教に関係したこの地区の特異性にかかわって存在したものであり、そのような性格から彼らの土地保有も宗教との関わりから生ずるものと仮定できる。またこの保有面積の小規模さは、これで以て彼らの生計が営まれていたというより、スパギアーネス地区の重要な役割であった聖域の維持のための奉仕と考えることができないであろうか。恐らく彼らの生計は別途の耕作により保障されていたと推測される。

太田氏¹⁵⁾は、彼らの保有面積の少量さから、彼らの食料の不足分を補うに足りる何らかの労働報酬があったに違いないとし、男祭司ウエストレウスが共同体から借地している 2 T 3 (Ep539, 13) や女祭司エリタがエトニヨと主張している 3 T 9 の自ら耕作した土地としては広すぎる保有地から、それら神殿領や祭司保有地の耕作の代償として、その日暮しを保証されていたのではないかと推測し、保有地を耕作するための労働用農具についても、神殿所有の用具を分与され、その手入れとともに自己の保有地の耕作に使うことを認められていたとし、そのことから彼らは決してこの共同体の名誉ある成員ではなく、また農業生産者ではあるが村落共同体の下級成員たる小農民ではなく、自己の共同体から分離されて、神殿のため生産の客観的諸条件の一つとされた隷属者であり、彼らの階級の本質は奴隸であり、奴隸所有者は神殿であったとしている。

確かに男祭司ウエストレウスや女祭司エリタの保有地はずば抜けて広いが、それを「神の奴隸たち」が耕作していたか否かは文書の上からはわからない。もし「神の奴隸」が耕作に従事していたならば、借地人からの転借地ということになろう。しかし「神の奴隸」が借地しているのは、テレストアイのクティメナ地や共同体の公有地からであり、男祭司や女祭司も「神の奴隸」と同じくそれらからの借地人であって、彼らに「神の奴隸」が隷属しているとは確認できない。文書からは祭司と「神の奴隸」が支配・従属関係にあるとは言えない。また彼らの生産手段も神殿に依存していたか否かも分からない。従って、土地保有関係から「神の奴隸」を階級の本質から奴隸と規定することは早計ではないだろうか。

さらに太田氏¹⁶⁾は、「神の奴隸」は男女ともに肩を並べて、神殿共同体と思われる一種の共同体の中で、差別なく生きており、また彼らは男女別々に記録され、その保有面積にも男女による差がないことから、身分内平等が基本にあり、そのことは彼らが家族の結合たる自然発生的共同体を成していたのではなく、本来自己の所属していた共同体から分離され、個人身体的に神殿に付属させられた寄せ集めの人為的集団を成していたことを示すと解釈している。確かに彼らは人為的に作られた農業生産者層である可能性は考えられる。しかし自己の所属していた共同体から分離されていたか否かは不明である。このことも文書からは読み取れない。

もし「神の奴隸」の階級の本質を奴隸とするなら、他の文書では属格 (gen.) で示され (ex. Es 650 We-da-ne-wo do-e-ro, 「ウェダネウスの男奴隸」), 奴隸自身の名前が明記されないことの説明がつかない。しかしここでは、

Ep539 7.	女祭司の男奴隸	Me-re-u
8.	女祭司の男奴隸	Te-te-re-u
9.	鍵持ちカルパティアの男奴隸	Pu-[]-da-ka
11.	A-pi-me-deの男奴隸	E-ni-to-wo
12.	A-pi-me-deの男奴隸	Wi-dwo-i-jo
En609 16.	Pa-ki-ja-neの女祭司の女奴隸	E-ra-ta-ra

と名前が明記されている。このことから、彼らは或いは下層民であった可能性はあっても、奴隸であったとは言えない。大胆に仮説するなら、「神の奴隸」は聖域のため耕作する特殊な農民集団で、自らの保有地を耕作する以外に、この称号で神殿の保有地を耕作し、そこからの収穫物は聖域の収入物となり、聖域の管理・維持の必要に供された。彼らにとって「神の奴隸」の称号は名誉なものであったろう。そしてその称号は家族全体に与えられるというより、その中の個人に付与され、人為的に配分された結果、男女間の同等性がみられるのであろう。各家族から寄せ集められた男女は「神の奴隸」の称号の下に人為的平等集団を構成した。従って筆者は、彼らは奴隸ではなく、一般の農民＝共同体成員であったと考える。もし彼らが奴隸であるとするなら、テレストアイ、ワルナータイオス (En609 15), スパギアーネス地区の女祭司 (En609 18), 王の武器作り A-tu-ko (En609 5), 王の布晒し職人 Pe-ki-ta (En74 3, 23), 男祭司ウエストレウス (En704 16), 女祭司エリタ (Ep704, 3, 5) など王国内での上層身分を構成していた有力者たちと並んで借地して

いることの意味について説明がつかない。ベネット, Jr¹⁷⁾は、彼らは神の儀式において何らかの重要性を持っていたはずであり、奴隷ではなく、恐らく社会階層としては下級の者であれ、礼遇された共同体成員であったと指摘している。

他方、An607でMe-ta-pa（ピュロス主要9地区の2番目）で、奴隷を父とし、神の奴隷(di-wi-ja do-e-ra)を母とする女3人が記録されている。彼らは名前もなく、これは奴隷であったろう。しかし「神の奴隷」は、農業生産者として小土地保有に与り、恐らく生産用具も所有して宗教関係の重要地区スパギアーネスのため農業生産に励んでいたのではないだろうか。そして借地面積の小さいことはそれ以外からの収入がありえたことを想定させるのは前述の通りである。大きな違いは「神の奴隷」は名前を明記されているということである。

おわりに

以上ピュロス出土の粘土板文書のなかで「神の奴隷」が集中的に記録されている土地文書En-, Ep-シリーズを取り上げ、彼らに関する記録を網羅的に抽出し、検討してきたが、次のようにまとめることができる。

第1に、「神の奴隷」の存在はピュロス王国全体に認められるわけではなく、ピュロス主要9地区の1つであり、宗教活動の中心地となっていたスパギアーネス地区の土地保有に集中しており、王国の中心地ピュロスに関係する文書では彼らは全く確認できない。この地区での土地保有者は恐らく宗教との関わりで保有に与り得たのであり、そのような土地からの借地人として「神の奴隷」は記録されているのであった。その意味で特殊な事例であり、それを以て「神の奴隷」の存在を王国全体に一般化することはできない。

第2に、公有地＝ケケメナ地の大部分は共同体ダーモスの管理下にあったが、一方私有地＝クティメナ地と公有地にまたがっての土地保有に与ったのはテレストイと呼ばれる上層身分の人たちであった。そして彼らからの借地人の中には土地所有者(ktoino(h)okhos)や職人集団の長の役職にある者(王の陶工、布晒し職人)らがあった。テレストイは地方の土地保有に関係していたが、王宮管理の文書に記載されていることから、王権によって土地保有を認められていたと推測される。そして彼らはそれらの保有地を自己経営分と借地に出す分とにわけていたが、その比率は保有地の6%から96%まで個々人で異なり、一定ではなかった。

第3に、スパギアーネス地区に特有のものであるかもしれないが、テレストイの保有地の借地人(転借人)として、祭司、女祭司、鍵持ちらの宗教関係者、王の職人、さらに女祭司や個人(ex.Amphimédēs)所有の奴隷と並んで「神の奴隷」が記録されていた。「神の奴隷」の中には複数の土地保有者から借地している者もいたが、概してその借地面積は小規模で、これだけの耕地では生計を成り立たせることは不可能であった。

第4に、一般に奴隷は、所有主名の属格で示され、奴隷自身の名前は記されないが、「神の奴隷」はその称号とともに自分の名前が明記されている点で奴隷とは異なっている。また彼らは農業に携わる農業生産者であり、公有地・私有地保有者の土地を転借する小土地保有者であった。

第5に、彼らの保有地借地に関わる男女間の同等性は、彼らは何らかの方法で人為的に寄せ集められ、「神の奴隷」の称号の下で平等集団を構成していたことを想定させる。従ってこの組織は自然発生的に生じたものではなく、例えば神殿の維持・管理に必要なものを供するために人為的に作り出された農民＝共同体成員であったと思われる。とすれば、「神の奴隷」は、あるいは共同体の下層をなす成員であったかもしれないが、奴隷ではなかったと結論することができよう。

このようにピュロス王国では、土地保有をめぐる込み入った借地関係を示しているが、ここで扱った土地文書はスパギアーネス地区という特殊な地域のものであり、粘土板の数も限られていた。このような中での研究の困難さは「神の奴隷」の身分を規定するためには、あまりにも史料が少なすぎるということである。「神の奴隷」が他地域にも存在したかどうか問題になるが、現在のところ文書は発見されておらず、今後発見される可能性も極めて少ないので、現時点での史料状況のなかではこれ以上の検討は困難である。とはいえ「神の奴隷」の存在をピュロス王国内で見出だすことは難しいにしても、ミケナイ・ギリシア以外の他地域において「神の奴隷」に類似する集団を比較史的視点から検討することも必要になってくるが、それについては今後の課題としたい。

<註>

- 1) J. Chadwick, *The Mycenaean World*, Cambridge UP, 1976, p.78.
- 2) 拙稿, 「神の奴隸 (te-o-jo do-e-ro/do-e-ra) について—その1—」『フラターニティ』創刊号, 明大西洋史OB研究会, 1988年, 25—27頁.
- 3) 同掲論文, 27—29頁.
- 4) 太田秀通, 『東地中海世界—古代におけるオリエントとギリシア—』岩波書店, 1977年, 49—54頁. : 同, 「奴隸概念の再検討」『思想』No.641, 1977年, 9—14頁.
- 5) 拙稿, 「ミュケナイ時代の家と社会 (その2)」『史流』33号, 1993年, 1—18頁.
- 6) En659, 5行目では, テレスタース Qe-re-qo-ta のクティメナ地からの借地を記載しているが, ここでは Pe-re-qo-ta pe-qo-ta からの借地であると特記している. pe-qo-ta については同掲論文, 12頁を参照のこと.
- 7) 太田秀通, 『ミケーネ社会崩壊期の研究—古典古代論序説—』岩波書店, 1968年, 195頁 (以下『ミケーネ』と略記); *Docs.*, p. 448.
- 8) *Docs.*, p.443.
- 9) 太田, 『ミケーネ』, 206頁.
- 10) H. Ota, DA in the Pylian Land-Tablets and Restoration of En609 - Papers for the 17th Eirene-Conference at Berlin, 11-15 Aug., 1986 -, 『国際関係学研究』第5号, 東京国際大学大学院国際関係研究科, 1992年, pp.108—110.
- 11) Chadwick, *the Mycenaean World*, p.112.
- 12) cf. 太田, 『ミケーネ』, 177頁.
- 13) M. Lejeune, Textes Mycéniens relatifs aux Esclaves, *Historia* 8, 1959, p.140では21名を算定している. また En74, 6 では Ma-re-ku-na は男性 (do-e-ro) と記されているが, Eo276 では女性 (do-e-ra) で記されている.
- 14) *Docs.*, p.237.
- 15) 太田秀通, 『東地中海世界』, 54頁.
- 16) 同掲書, 51—54頁.
- 17) E. L. Bennett Jr., The Landholders of Pylos, *AJA* 60, 1956, pp. 130—132.

なお本稿は平成4・5年度文部省科学研究費補助金(総合研究A:課題番号04301047)による研究成果の一部である.